

豊田市インターンシップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊田市（以下「市」という。）が実施する行政事務の就業体験（以下「インターンシップ」という。）を通して、学生が自らの専攻及び将来のキャリアに関連した実務を経験することにより、専攻科目の学習効果を高めるとともに、実社会に即した職業観及び職業意識の醸成を図り、もって市政及び公務に対する理解を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院又は高等学校（以下「大学等」という。）に在学する学生で、インターンシップを希望するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の豊田市職員採用試験受験者及び受験予定者は、インターンシップの対象外とする。

(受入職場)

第3条 インターンシップを受け入れる職場（以下「受入職場」という。）は、原則として学生の希望する業務で受入れを実施している職場とする。

(受入期間等)

第4条 インターンシップの受入期間及び受入時間は、次のとおりとする。

- (1) 受入期間は、市と実習生が協議のうえ決定する。
- (2) 1日の受入時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとし、途中60分の休憩時間を設けるものとする。ただし、業務内容により、1日につき7時間45分の範囲内で受入時間を変更することができる。

(受入手続等)

第5条 インターンシップを希望する学生は、事前に別紙「誓約書」の確認及び同意を行ったうえで、市が指定した方法で申し込みを行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により学生から申込みがあったときは、業務に支障がないことに留意して受入れの可否を決定し、該当学生の在学する大学及び学生に通知する。
- 3 市長は、前項の通知に併せて、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する市の方針、インターンシップにおける接触ルール、相談窓口その他必要な事項を、学生及び大学等に周知するものとする。
- 4 受入れの決定通知を受けた大学等は、事前に豊田市インターンシップに関する覚書（様式第1号）2部を市長に提出しなければならない。

(実習環境の確保等)

第6条 市は、実習生が安心してインターンシップに参加できる環境を確保するため、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントその他実習生の人格又は尊厳を侵害する言動の防止に必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、豊田市求職者等セクシュアルハラスメント防止基本方針及び豊田市求職者等セクシュアルハラスメント防止ガイドラインに基づき実施するものとする。

3 受入職場は、問題若しくは懸念事項を把握した場合又は判断に迷う場合は、実習生の安全及び意向に配慮し、速やかに所属長及び人事課へ報告するものとする。

(賃金等)

第7条 市は、実習生に対して賃金、手当、交通費その他一切の金品等を支給しない。

(守秘義務)

第8条 実習生は、インターンシップで知り得た秘密を漏らしてはならない。受入期間終了後も同様とする。

2 実習生の在学する大学等は、前項の規定による守秘義務の遵守について、監督責任を負うものとする。

3 実習生は、市の書類等を引用してインターンシップの成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

(業務に専念する義務)

第9条 実習生は、受入期間中、市民への応対、勤務態度などに細心の注意を払い、受入職場の指導担当職員の指示に従い、業務に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第10条 実習生は、市の職の信用を傷付け、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(災害等への対応)

第11条 市の責めに帰さない事由により生じた受入期間中の実習生に係る災害及び受入職場への往復途上での災害に対しては、実習生の在学する大学等及び実習生の責任において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償への対応)

第12条 実習生は、受入期間中に故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償する責めを負い、実習生の在学する大学等は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(インターンシップの打ち切り)

第13条 市は、実習生がこの要綱に違反した場合その他インターンシップの実施を継続し難い事由が生じた場合は、受入期間の途中でインターンシップを打ち切ることができる。

2 市は、第6条第1項に規定する措置のため必要があると認めるときは、実習生の意向に配慮し、担当職員、受入職場、実習日時、実習方法若しくは実習内容を変更し、

又はインターンシップを一時中断することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

誓 約 書

私は、豊田市において、「豊田市インターンシップ実施要綱」に基づき実習するにあたり、以下の事項について誓約します。

- 1 実習上知り得た秘密を実習中又は実習後において一切漏らしません。
また、市の書類等を引用してインターンシップの成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得ます。
- 2 豊田市職員の指示に従い実習期間中は実習に専念します。
- 3 豊田市の信用を傷付け、又は不名誉となるような行為は行いません。
- 4 豊田市の責めに帰さない事由により生じた実習期間中の災害及び実習先への往復途上での災害に対しては、在学する学校及び自らの責任において解決します。
- 5 実習期間中に故意又は過失により豊田市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負い、在学する学校及び自らの責任において解決するとともに、豊田市に対しその損害を速やかに賠償します。
- 6 上記の事項を守らなかった場合、その他実習を継続し難い事由が生じた場合は、実習期間の途中であっても豊田市が中止と判断した際には、速やかに実習を中止し、異議申立てはしません。
- 7 豊田市から、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する方針、インターンシップにおける接触ルール、相談窓口、プライバシーの保護及び相談等を理由とする不利益な取扱いを行わない旨について案内を受け、確認しました。

様式第1号（第5条関係）

豊田市インターンシップに関する覚書

学生のインターンシップに関し、豊田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（実習生の派遣及び受入れ）

第1条 乙は、別紙「インターンシップ実習生概要書」に定める学生（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（実習生の氏名等）

第2条 実習生の氏名、受入期間及び受入職場は、別紙「インターンシップ実習生概要書」のとおりとする。

（実習生の身分）

第3条 実習生は、乙の学生としての身分を有する。

（実習環境の確保等）

第4条 甲は、実習生が安心してインターンシップに参加できる環境を確保するため、豊田市インターンシップ実施要綱第6条に定める措置を講ずるものとする。

2 乙は、甲が前項の措置を講ずるため、必要に応じ、実習生の意向及びプライバシーに配慮しつつ、甲との連絡及び調整に協力するものとする。

3 甲及び乙は、実習生が相談若しくは申出をしたこと、性的な言動を拒否したこと又は事実関係の確認に協力したことを理由として、実習生に不利益な取扱いを行わないものとする。

（賃金等）

第5条 甲は、実習生に対して、賃金、手当、交通費その他一切の金品等を支給しない。

（守秘義務）

第6条 実習生は、インターンシップで知り得た秘密を漏らしてはならない。受入期間終了後も同様とする

2 乙は、前項の規定による守秘義務の遵守について、監督責任を負うものとする。

3 実習生は、甲の書類等を引用してインターンシップの成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（業務に専念する義務）

第7条 実習生は、受入期間中、市民への対応、勤務態度などに細心の注意を払い、受入職場の指導担当職員の指示に従い、業務に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第8条 実習生は、甲の職務の信用を傷付け、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(災害等への対応)

第9条 甲の責めに帰さない事由により生じた受入期間中の実習生に係る災害及び受入職場への往復途上での災害に対しては、乙及び実習生の責任において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償への対応)

第10条 実習生は、受入期間中に故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償する責めを負い、乙は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(実習生の提出書類)

第11条 第6条から前条までの規定を遵守するため、実習生に対して、甲への誓約書を事前に確認・同意させなければならない。

(インターンシップの打ち切り)

第12条 甲は、実習生が第6条から第10条までの規定に違反する行為を行った場合その他インターンシップの実施を継続し難い事由が生じた場合は、受入期間の途中でインターンシップを打ち切ることができる。

2 甲は、第4条に規定する措置のため必要があると認めるときは、実習生の意向に配慮し、担当職員、受入職場、実習日時、実習方法若しくは実習内容を変更し、又はインターンシップを一時中断することができる。

(その他)

第13条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊田市
代表者 豊田市長 太田 稔彦 印

乙 住 所
名 称
代表者名 印

インターンシップ実習生概要書

項 目		内 容
実習生氏名		
受入期間		
受入職場	所在地	愛知県豊田市
	部課名	
	責任者	
	電話番号	
市側連絡先 及び 相談窓口	部課名	総務部 人事課 （担当： ）
	電話番号	0 5 6 5 - 3 4 - 6 6 0 9
	メール	jinji@city.toyota.aichi.jp
	備考	※相談等を理由とする不利益な取扱いはい行いません。
学校側 連絡先	担当者	
	電話番号	
受入条件		傷害保険及び賠償責任保険への加入を条件とする。 ※実習までに、必ず大学等又は本人にて加入すること。
その他		